

慈恵病院訪問看護ステーション

訪問看護・介護予防訪問看護 重要事項説明書

1. 事業の目的

医療法人社団 淳生会が開設する慈恵病院訪問看護ステーションが行う指定（介護予防）訪問看護事業の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定（介護予防）訪問看護の必要を認めた高齢者等に対し、適切な訪問看護を提供することを目的とします。

2. 運営方針

ステーションの看護師等は要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援します。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

3. 事業所の名称等

事業所名 医療法人社団 淳生会

慈恵病院訪問看護ステーション

所在地 長崎県諫早市多良見町化屋995番地

電話番号 0957-28-5511

介護保険番号 4271101166 (訪問看護・介護予防訪問看護)

医療保険番号 1190047

4. 事業所の職員体制

管理者 1名（看護師）

管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定（介護予防）訪問看護の利用申し込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うと共に、自らも指定訪問看護の提供に当たります。

看護師等 訪問看護師 常勤 2.5名以上（管理者も含む）

理学療法士 1名（非常勤 専従）

看護師等は医師の指示書に基づき、訪問看護、リハビリ計画書及び報告書を作成し、指定（介護予防）訪問看護の提供に当たります。

5. 営業日及び営業時間

営業日 月曜日～土曜日（ただし、国民の祝日・8月15日・12月31日～1月3日までを除く）

営業時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時30分

土曜日 8時30分～12時30分（訪問については要相談）

*電話等により24時間常時対応可能な体制をとっています。

*日・祝日およびその他の訪問時間については、ご遠慮なくご相談ください。

6. 実施地域

長崎市（東長崎中学校、橘中学校校区内）

諫早市（旧諫早市、多良見町、飯盛町、高来町、森山町）

大村市（三浦小学校校区内）

7. サービスの内容

看護師等が在宅で療養生活をされている方のご家庭を訪問し、主治医の指示に基づき、ご本人、ご家族と話し合いながら訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し自立支援への看護を提供していきます。

- ・病状、障害の観察
- ・清拭、洗髪等による清潔の保持
- ・食事及び排泄等の日常生活の世話
- ・褥瘡の予防、処置
- ・リハビリテーション
- ・ターミナルケア
- ・認知症患者の看護
- ・療養生活や介護方法の指導
- ・カテーテル等の管理
- ・その他医師の指示による医療処置

（リハビリテーションは訪問看護の一環として、看護職員の代わりに理学療法士等が行うことがあります）

8. 利用料金等

介護保険の利用者負担金は利用料の1割・2割または3割です。

*一部負担金につき公費負担金がある場合は、その分が減免されます。

*特殊サービス加算、自由契約については、別紙の一覧表を参照ください。

*実施地域内の交通費は無料です。実施地域外の交通費は、実地地域を超える地点から1キロごとに10円を徴収させていただきます。

*利用者負担金は、毎月10日以降に請求書をお渡しますので、基本口座振替にてお支払いください。

*キャンセルの場合は速やかにケアマネージャー又はステーションにご連絡ください。

キャンセルの内容によっては、キャンセル料が発生する場合があります。

*訪問看護指示書料金について

訪問看護・介護予防訪問看護を実施するにあたり、主治医からの指示書が必要となります。

訪問開始時及び更新時は、利用者様の各種保険一部負担金割合に応じて文書料金が発生いたします。

医療保険の利用者負担金は各種健康保険による一部負担金です。

*一部負担金につき公費負担金がある場合は、その分が減免されます。

*特殊サービス加算、自由契約については、別紙の一覧表を参照下さい。

*利用者負担金は、毎月10日以降に請求書をお渡しますので、基本、口座振替にてお支払い下さい。

*キャンセルの場合は、すみやかにケアマネージャー又はステーションにご連絡ください。

キャンセルの内容によっては、キャンセル料が発生する場合があります。

*訪問看護指示書料金について

訪問看護を実施するにあたり、主治医からの指示書が必要となります。訪問開始時及び更新時には、利用者様の各種保険一部負担金割合に応じて文書料金が発生します。

9. サービスの利用方法

直接当ステーションへ連絡ください。または、かかりつけの医師、ケアマネージャーへご相談ください。

10. サービスの終了

ご利用者の都合でサービスを中止する場合は、ケアマネージャーまたは、当ステーションへお申し出下さい。
また、次の場合は自動終了いたします。

- ・利用者が施設へ入院、入所した場合
- ・サービスを受けていた利用者の介護区分が自立と認定された場合
- ・利用者が死亡された場合
- ・利用者の著しい不信行為によりサービスを継続することが困難となった場合

11. 緊急時等における対応方法

- ①看護師等は、(介護予防)訪問看護を実施中に利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに管理者及び主治医に連絡し、適切な処置をおこないます。
- ②看護師等は前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告をおこないます。

12. 秘密保持

従業者は業務上知りえた利用者又はその家族に関する秘密を保持します。契約終了後も同様です。

13. サービスに関する苦情

管理者は提供した指定(介護予防)訪問看護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ利用者及び家族に説明するものとします。

苦情・相談窓口(連絡先)

諫早市多良見町化屋995番地

慈恵病院 訪問看護ステーション

電話:0957-28-5511 FAX:0957-43-2522

受付担当者 : 寺下 真由美 (管理者) 解決責任者 : 竹平 幾子 (慈恵病院 看護部長)

その他の苦情受付

長崎県国民健康保険団体連合会 電話 : 095-826-7293

長崎市役所高齢介護課 (代) 電話 : 095-825-5151

諫早市役所 " (代) 電話 : 0957-22-1500

大村市役所 " (代) 電話 : 0957-53-4111

円滑にかつ迅速に苦情処理を行うための処遇体制・手順

サービス利用者から苦情・相談の申し立てがあった場合、次の体制並びに手順で処理する。

- ① 初めに、苦情・相談窓口の担当者が、利用者及びその家族からの苦情・相談を受け付け、その内容を十分に聞き、内容を確認したうえで、その段階で解決できると判断されるものはその場で解決する。
- ② 窓口担当者で解決が困難な場合は、処理を保留し、管理者及び苦情・相談の対象となっている部署の責任者と協議し解決する。
- ③ 当該事業所内で解決が困難な場合は、あらかじめ事業所が選任した第三者(調停委員等)の立会いのもと、当該利用者との話し合いを行い解決する。

- ④ ③での解決が困難の場合は、当該利用者及びその家族に各市町村、又は県国保連合会への申し立てができる旨を伝え、速やかに当該事案の概要を県当局に伝えてその指示を仰ぐものとする。

14. 事故発生時の対応

①当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。

②当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

③当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入します。

尚、具体的な対応については、緊急マニュアルによって行い、事故の原因を解明し、再発を防ぐ為の対策を講じます。

非常災害時の関係機関への通報や連絡体制については定期的に見直しを行い、従業員に周知します。

15. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を講じます。

① 感染症の予防及びまん延防止のための従業員に対する研修及び訓練を実施します。

② その他感染症の予防及びまん延防止のための委員会等を開催します。

16. 業務継続計画(BCP)の策定等

感染症や災害発生時におけるサービスの提供を継続するための「業務継続計画」を策定し、従業員への周知・研修・訓練の実施、必要に応じた見直し等の措置を講じます。

17. 虐待防止のための措置

利用者の人権の擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講じます。

① 虐待を防止するための従業員に対する研修を実施します。

② 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備します。

③ その他虐待防止のための委員会を開催します。

④ サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に連絡します。

18. 身体拘束等

原則として利用者に対し身体拘束を廃止します。但し、当該利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録します。

19. 雇用の分野での男女の均等な機会及び待遇の確保

男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策及びカスタマーハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策及びカスタマーハラスメント対策のため、次の措置を講じます。

① 従業員に対するハラスメント及びカスタマーハラスメント対策指針の周知・啓発を行います。

② 従業員からの相談に応じ、適切に対処するための体制を整備します。

③ その他ハラスメント及びカスタマーハラスメント防止のための必要な措置を講じます。

20. 個人情報の保護

- ①事業所は、利用者の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。
- ②事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了承を得るものとします。

21. 当法人の概要

法人名 医療法人社団 淳生会
所在地 長崎県諫早市多良見町化屋995番地
電話 0957-43-2115
代表者氏名 理事長 松本 恵太

(介護)訪問看護介護保険給付費明細 単位数表

R6年6月1日より

サービス内容	算定項目	介護	予防	備考
看護 I 1	20分未満	314	303	1回につき
看護 I 2	30分未満	471	451	〃
看護 I 2・夜	〃	夜間早朝の場合 25%加算 589	564	〃
看護 I 2・深	〃	深夜の場合 50%加算 707	677	〃
看護 I 3	30分以上 1時間未満	823	794	〃
看護 I 3・夜	〃	夜間早朝の場合 25%加算 1,029	993	〃
看護 I 3・深	〃	深夜の場合 50%加算 1,235	1,191	〃
看護 I 4	1時間以上 1時間30分未満	1,128	1,090	〃
看護 I 4・夜	〃	夜間早朝の場合 25%加算 1,410	1,363	〃
看護 I 4・深	〃	深夜の場合 50%加算 1,692	1,635	〃
訪看 I 5(リハビリ)	訪問看護ステーションの理学療法士 作業療法士又は言語聴覚士の場合	1回あたり(20分) (介護)1日に3回以上の場合90/100。 (予防)1日に3回以上の場合50/100、 また12月超の場合、1回につき8単位減算。 294	284	1回につき
※緊急時訪問看護加算1を設定されている利用者様は、夜間早朝・深夜の訪問看護加算は1回に限り算定致しません。				
サービス提供体制強化加算		6	6	1回につき
緊急時訪問看護加算	計画外の緊急訪問や電話対応を必要に応じて行うこと	600	600	1月につき
特別管理加算	(I)在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること。	500	500	1月につき
	(II)在宅酸素療法指導管理を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等であること。	250	250	
※サービス提供体制強化加算・緊急時訪問看護加算・特別管理加算・ターミナルケア加算については 区分支給限度基準額の算定対象外とします。				
退院時共同指導加算	入院中や入所中に主治医等と連携して、必要な指導を行った場合	600	600	1月につき 特別管理者2回
初回加算 I	初回加算Ⅱかつ、退院日に訪問した場合	350	350	初回につき
初回加算Ⅱ	新規に訪問看護計画書を作成し、訪問看護を提供した場合	300	300	初回につき
看護体制強化加算Ⅱ	中程度要介護者の医療ニーズへの対応・支援体制の充実	200		1月につき
看護・介護職員連携強化加算	介護事業所と連携し、痰の吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問 介護員に対する助言等の支援を行った場合	250		1月につき
長時間訪問看護加算	1時間30分以上の訪問 (特別管理加算対象の方)	300	300	1回につき
複数名訪問加算 (看護師と看護師)	30分未満	254	254	〃
	30分以上	402	402	〃
複数名訪問加算 (看護師と看護補助者)	30分未満	201	201	〃
	30分以上	317	317	〃
ターミナルケア加算	終末期における細やかな電話対応や、訪問看護体制の充実を図った場合	2,500		死亡月

* 自由契約

- <介護保険> ・ 緊急対応訪問看護料 …… 8,300円
 緊急時訪問看護加算を契約していない利用者で、ケアプラン定期外訪問料金
- ・ ターミナルケア後処置料 …… 10,000円
 - ・ 延長時間加算料 …… 90分を超えた場合、1時間につき1,000円
 特別管理加算対象外の方
 - ・ キャンセルの場合は早めにご連絡下さい
 キャンセルの内容によっては、キャンセル料が発生する場合があります。

利用者様の事故

苦情・相談

